

新型コロナウイルス感染症に関する「災害割増特約」等の約款改定について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および関係者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。
朝日生命保険相互会社（社長：木村 博紀）は、新型コロナウイルス感染症をお支払い対象とする「災害割増特約」等について、関係法令の改正等に伴い、下記のとおり約款を改定いたします。

記

1. 対象商品

別紙参照

2. 改定日

2022年4月4日（月）

3. 改定内容

災害死亡保険金等のお支払い対象となる新型コロナウイルス感染症について、関係法令の改正等に伴い、約款上の定義を変更します（保険金のお支払い等に関する取扱いについては変更はありません（2022年4月現在））。

4. その他

この度の改定は、現在ご加入いただいている契約にも適用されますが、お客様による契約変更等のお手続きの必要はございません。また、この度の改定に伴う保険料の変更はありません。

以 上

対象となる商品等

【個人保険の対象商品】

商品名称等	
5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険(非更新型)	5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)
5年ごと利差配当付介護終身年金保険	5年ごと利差配当付介護一時金保険
5年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)	5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)
5年ごと利差配当付所得保障保険(返戻金なし型)	5年ごと利差配当付介護保障定期保険
5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険(返戻金なし型)	5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険(返戻金なし型)
5年ごと利差配当付収入サポート保険	5年ごと利差配当付新医療保険(返戻金なし型)
5年ごと利差配当付新がん保険(返戻金なし型)	5年ごと利差配当付医療保険(返戻金なし型)(2010)
5年ごと利差配当付医療保険L(返戻金なし型)(2011)	5年ごと利差配当付がん保険(返戻金なし型)(2015)
無配当総合医療保険	無配当がん医療保険
無配当新総合医療保険	無配当新がん医療保険
無配当特定状態給付保険	無配当介護保障保険
無配当生活習慣病保険	無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)
無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険(返戻金なし型)	5年ごと利差配当付個人年金保険(2015)
利率変動型積立保険	無配当新医療保険(返戻金なし型)(2017) S
無配当7大疾病保険(返戻金なし型) S	こども傷害特約(06)
特別条件特約	普通定期保険手術給付金付疾病入院特約(06)
無配当傷害特約	無配当災害割増特約
無配当手術給付金付疾病入院特約	無配当通院特約
無配当長期入院特約	無配当新女性医療特約
無配当入院初期給付特約	無配当入院サポート特約(医療保険)(返戻金なし型)
無配当女性専用医療特約(医療保険)(返戻金なし型)	5年ごと利差配当付満了一時金付特定療養給付特約(医療保険)
無配当先進医療特約(医療保険)(返戻金なし型)	無配当女性手術重点保障特約(医療保険)(返戻金なし型)
無配当通院保障特約(医療保険)(返戻金なし型)	無配当傷害特約(医療保険)
無配当通院特約(医療保険)	無配当長期入院特約(医療保険)
無配当新女性医療特約(医療保険) *	無配当介護保障特約(医療保険)
無配当新通院特約(医療保険) *	無配当女性サポート特約(医療保険) *
5年ごと利差配当付個人年金保険増額特約(2015)	特別条件付一時払退職後終身保険特約
無配当先進医療特約(返戻金なし型) S	無配当通院一時金特約(返戻金なし型) S
新型コロナウイルス感染症に対応した約款変更に関する特約	*末尾に「(2006)」「(01)」と表示されているものを含みます。

【団体保険の対象商品】

商品名称等		
団体定期保険災害割増特約	団体定期保険傷害特約	団体定期保険災害保障特約
団体定期保険こども災害割増特約	団体定期保険こども傷害特約	団体定期保険こども災害保障特約
団体定期保険災害特約	団体定期保険こども災害特約	

※上記のほか、販売停止中の保険商品についても同様に、改定の対象といたします。

改定内容（下線部が変更箇所）

【個人保険の改定内容（「新型コロナウイルス感染症に対応した約款変更に関する特約」を除きます*）】

新	旧
<p>別表 感染症</p> <p>「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。</p> <p>（中略）</p> <p>(注) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）</u>は、「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>」第6条第2項（<u>一類感染症</u>）、第3項（<u>二類感染症</u>）、第4項（<u>三類感染症</u>）、第7項第3号（<u>新型コロナウイルス感染症</u>）または第8項（<u>指定感染症</u>）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「<u>感染症</u>」に含めます。</p>	<p>別表 感染症</p> <p>「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。</p> <p>（中略）</p> <p>(注) <u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）</u>は、「<u>感染症</u>」に含めます。ただし、<u>新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「<u>感染症</u>」に含めません。</u></p>

* 「新型コロナウイルス感染症に対応した約款変更に関する特約」の改定内容は、別紙3をご確認ください。

【団体保険の改定内容】

新	旧
<p>別表</p> <p>「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。</p> <p>（中略）</p> <p>(注) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</u>を含めます。</p>	<p>別表</p> <p>「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。</p> <p>（中略）</p> <p>(注) <u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症</u>を含めます。</p>

※本資料は、約款の一部を抜粋したものです。保険種類によって表現が異なる場合があります。

改定内容（下線部が変更箇所）

【「新型コロナウイルス感染症に対応した約款変更に関する特約」の改定内容】

新	旧
<p>第1条 特約の内容・目的</p> <p>この特約は、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいいます。以下同じ。）</u>に対応し、契約成立日、更新日または変更日が2020年7月1日以前の保険契約について、普通保険約款および特約の一部を変更するためのものです。</p> <p style="text-align: center;">（途中省略）</p> <p>第3条 新型コロナウイルス感染症の追加</p> <p>会社は、<u>新型コロナウイルス感染症について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、約款所定の感染症*1に含めます。</u></p> <p>[第3条の補足説明]</p> <p>*1 契約成立日、更新日または変更日が2020年7月1日以前の普通保険約款および特約に規定されている感染症をいいます。</p>	<p>第1条 特約の内容・目的</p> <p>この特約は、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）</u>に対応し、契約成立日、更新日または変更日が2020年7月1日以前の保険契約について、普通保険約款および特約の一部を変更するためのものです。</p> <p style="text-align: center;">（途中省略）</p> <p>第3条 新型コロナウイルス感染症の追加</p> <p>会社は、<u>新型コロナウイルス感染症を約款所定の感染症*1に含めます。ただし、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、約款所定の感染症に含めません。</u></p> <p>[第3条の補足説明]</p> <p>*1 契約成立日、更新日または変更日が2020年7月1日以前の普通保険約款および特約に規定されている感染症をいいます。</p>

※本資料は、約款の一部を抜粋したものです。保険種類によって表現が異なる場合があります。